

令和5年度全国高等学校総合体育大会 全国高等学校体育連盟競技専門部競技会場地視察実施要項

1 目的

令和5年度全国高等学校総合体育大会の開催に向けて、全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）競技専門部の視察を受け、競技種目別大会の運営に万全を期す。
ただし、全国高体連競技専門部の視察は、競技種目別大会競技会場及び練習会場の確認等が必要な場合に限る。

2 主催

北海道実行委員会（以下「道実行委員会」という。）

3 内容

- (1) 競技会場及び練習会場について
- (2) 競技運営上の課題等について

4 実施時期及び回数

- (1) 実施時期
令和3年7月～令和4年2月
- (2) 回数
原則1回

5 参加者及び旅費負担

参加者	旅費負担
全国高体連競技専門部（若干名）	全国高体連競技専門部
北海道高等学校体育連盟専門部（若干名）	北海道高等学校体育連盟専門部
会場地市町（若干名）	会場地市町
北海道関係競技団体（若干名）	北海道関係競技団体
道実行委員会事務局	道実行委員会事務局

*北海道高等学校体育連盟専門部（以下「道高体連専門部」という。）

*北海道関係競技団体（以下「道競技団体」という。）

6 業務内容及び担当

	業務内容	担当	備考
1	概要説明	道実行委員会事務局	第1回競技専門部会で説明
2	日程調整及び連絡	道高体連専門部	<ul style="list-style-type: none"> ・全国高体連専門部 ・道競技団体 ・道実行委員会事務局
		道実行委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・会場地市町 ・施設管理者 ・会議室の確保等
3	視察計画書の作成・提出 (様式1)	道高体連専門部	道実行委員会事務局提出 (実施6週間前まで)

4	派遣文書の作成・発送	道実行委員会事務局	・全国高体連専門部 ・道高体連専門部 ・会場地市町
5	会場での説明 (競技・練習会場)	道高体連専門部 (施設管理者)	競技運営方法等説明 (会場図等準備)
6	視察報告書の作成・提出 (様式2)	道高体連専門部	道実行委員会事務局に提出 (実施後2週間以内)

7 計画書及び報告書

(1) 視察計画書

様式1を視察**実施6週間前まで**にメールで提出してください。

(2) 視察報告書

様式2を視察**実施後2週間以内**にメールで提出してください。

8 提出先

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会事務局
担当 数馬田 基
E-mail kazumata.hajime@pref.hokkaido.lg.jp

視察計画書

- 1 競技名 ()
- 2 日時 令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
- 3 競技会場 ()
- 4 練習会場 ()
- 5 参加者

	氏名 (役職)	氏名 (役職)	氏名 (役職)
全国高体連専門部			
道高体連専門部			
会場地市町			
道競技団体			
道実行委員会事務局			

6 行程表 (案)

行程	
----	--

記入例

様式 1

令和〇年〇月〇日

視察計画書

- 1 競技名 ○〇〇〇競技
- 2 日時 令和〇年〇月〇日 (〇) ~ 〇月〇日 (〇)
- 3 競技会場 ○〇〇〇体育館
- 4 練習会場 ○〇〇〇高等学校
- 5 参加者

	氏名 (役職)	氏名 (役職)	氏名 (役職)
全国高体連専門部	北海太郎 (専門委員長)		
道高体連専門部			
会場地市町			
道競技団体			
道実行委員会事務局			

6 行程表 (案)

行程	〇月〇日 (〇)	1 1 : 0 0	〇〇〇〇着 (会場地)
		1 3 : 0 0	〇〇〇〇体育館見学
		1 5 : 0 0	〇〇高等学校で事務引き継ぎ
		1 7 : 0 0	〇〇〇〇宿泊
	〇月〇日 (〇)	9 : 0 0	〇〇競技場見学
		1 3 : 0 0	〇〇高等学校で事務打ち合わせ
		1 5 : 0 0	〇〇〇〇発 (会場地)

様式 2

令和 年 月 日

視察報告書

- 1 競技名 ()
- 2 日時 令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()
- 3 競技会場 ()
- 4 練習会場 ()
- 5 参加者

	氏名 (役職)	氏名 (役職)	氏名 (役職)
全国高体連専門部			
道高体連専門部			
会場地市町			
道競技団体			
道実行委員会事務局			

6 概要

視察報告書

- 1 競技名 ○○○○競技
 2 日時 令和〇年〇月〇日（〇）～〇月〇日（〇）
 3 競技会場 ○○○○体育館
 4 練習会場 ○○○○高等学校
 5 参加者

	氏名（役職）	氏名（役職）	氏名（役職）
全国高体連専門部	北海太郎（専門委員長）		
道高体連専門部			
会場地市町			
道競技団体			
道実行委員会事務局			

6 概要

○ 競技場は競技施設・設備等基準を十分に満たしている。一方で練習会場が不十分な面もあるが会場地市町や実行委員会の意向を尊重する。

○ 大会必需備品（看板等）については、持ち回りで使用する。

令和3年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会視察実施要項

1 目的

令和5年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会の開催に向けて、令和3年度全国高等学校総合体育大会の競技会場や大会運営等を視察し、大会準備に役立てる。

2 対象

北海道高等学校体育連盟専門部（各専門部から1名）

3 日程及び会場

別紙参照

4 内容

(1) 競技会場

- ア 準備（役員・補助員の人数、内容等）
- イ 本部席（役員・補助員の人数、用具、業務内容等）
- ウ 控え室（広さ、用具等）
- エ 競技運営（1試合・1会場当たりの役員・補助員の人数等）

(2) 練習会場（準備状況、競技用具、競技運営方法等）

(3) 周辺施設（駐車場、トイレ、仮施設等）

5 旅費

旅費は北海道実行委員会が負担し、原則10万円（4泊5日）を上限とする。

6 計画書及び報告書

(1) 視察計画書

様式1、2を視察**実施4週間前まで**にメールで提出してください。

(2) 視察報告書

様式3を視察**実施後2週間以内**にメールで提出してください。

7 提出先

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会事務局 担当 数馬田 基 E-mail kazumata.hajime@pref.hokkaido.lg.jp
--

令和5年度全国高等学校総合体育大会 総合開会式基本方針

1 趣旨

令和5年度全国高等学校総合体育大会の総合開会式は、令和5年度全国高等学校総合体育大会開催基本方針（以下、「開催基本方針」という。）に基づき、簡素化・効率化に努めるとともに、高校生が企画・運営に携わることにより、高校生の心に残る開会式を目指す。

2 開催期日（予定）

令和5年7月22日（土）

3 会場（予定）

北海道立総合体育センター（北海きたえーる）

4 入場行進する都道府県選手団

競技日程、総合開会式場までの距離及び交通事情等を勘案し、原則として、総合開会式会場及びその近隣で開催する競技種目の選手、監督及び都道府県の本部役員とする。

5 総合開会式次第

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）が定める「全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下「開催基準要項」という。）」及び全国高等学校総合体育大会総合開会式式典基準に基づき作成する。

6 式典の企画

- (1) 式典の企画については、開催基本方針等を踏まえ、高校生の発想を十分に取り入れ、北海道の歴史と文化にも配慮しながら、北海道の素晴らしさを感じる内容とする。
- (2) 演技・演奏については、高校生の豊かな感性や創造性を最大限に発揮できるよう配慮する。
- (3) 式典放送については、高校生の明るくはつらつとしたアナウンスにより、式を円滑に進行することができるよう配慮する。
- (4) 草花装飾については、各装飾場所の条件や機能を十分に考慮し、全国から訪れる方々を温かくもてなす心を表現するよう工夫する。また、農業科等を有する高等学校が、日頃の学習成果を発表する機会となるよう配慮する。

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会 式典専門部会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会専門部会規定第6条の規定に基づき、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会式典専門部会分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び委任事項)

第2条 分科会の名称及び委任事項は、別表のとおりとする。

(委員)

第3条 分科会の委員は、大会の開催に係る機関及び団体の役職員のうちから、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会会長（以下「道実行委員会会長」という。）が委嘱する。

(分科会会長等)

第4条 分科会に、分科会会長（以下「会長」という。）1名を置く。

2 会長は、委員のうちから式典専門部会部会長が指名する。

3 会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 会長は、必要に応じ、分科会副会長を指名することができる。

5 分科会副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、分科会の目的が達成されたときまでとする。ただし、道実行委員会会長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(会議)

第6条 分科会は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和3年7月2日から施行する。

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会式典専門部会分科会規程
分科会の名称及び委任事項

分科会の名称	委任事項
式典演技分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合開会式の式典演技の内容及び実施運営に関する事。 2 選手団先導の内容及び実施運営に関する事。 3 担当校の選考に関する事。 4 式典演技出演者の編成・衣装・手具・装飾品に関する事。 5 練習計画（合同含む）に関する事。 6 その他、式典演技に関する事。
式典音楽分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合開会式の式典音楽の内容及び実施運営に関する事。 2 担当校の選考に関する事。 3 音楽隊の編成・演出内容・衣装・装飾品に関する事。 4 練習計画（合同含む）に関する事。 5 その他、式典音楽に関する事。
式典放送分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合開会式の式典放送の内容及び実施運営に関する事。 2 担当校の選考に関する事。 3 式典前映像に関する事。 4 アナウンサーの選考・編成・養成に関する事。 5 その他、式典放送に関する事。
草花装飾分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合開会式の草花装飾の全体計画に関する事。 2 担当校の選考に関する事。 3 草花の選定・育成・装飾・配置・管理に関する事。 4 大会後の活用に関する事。 5 その他、草花装飾に関する事。

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会 式典専門部会分科会の構成及び組織

式典専門部会に設置する分科会の構成及び人数は以下のとおりとする。

分科会名	構 成	人数
式典演技 (7人)	道高等学校文化連盟演劇専門部委員長	1
	道高等学校文化連盟音楽専門部 (吹奏楽担当)	1
	道高等学校文化連盟音楽専門部 (合唱担当)	1
	道高等学校文化連盟郷土専門部 (郷土芸能担当)	1
	道高等学校文化連盟マーチング・バトントワリング専門部 (マーチング担当)	1
	(バトントワリング担当) (ダンス担当)	1 1
式典音楽 (4人)	道高等学校文化連盟音楽専門部委員長	1
	道高等学校文化連盟音楽専門部 (吹奏楽担当)	1
	道高等学校文化連盟音楽専門部 (合唱担当)	2
式典放送 (5人)	道高等学校文化連盟放送専門部委員長	1
	道高等学校文化連盟放送専門部 (アナウンス担当)	2
	道高等学校文化連盟放送専門部 (映像担当)	2
草花装飾 (11人)	道高等学校校長協会農業部会代表	1
	道内農業高等学校代表	10

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会 式典専門部会 令和3年度業務計画

運営全般	総合開会式開催要項の検討 総合開会式会場利用計画の検討・作成 総合開会式運営業務委託計画の検討				
	業務内容	スケジュール			
式典専門部会	総合開会式基本構想の検討・作成 式典使用曲の検討・決定 アナウンサー編成・養成の検討・計画 草花装飾計画作成	第1回(7月) ・業務計画の検討・作成 ・総合開会式基本方針の検討・作成 ・式典専門部会分科会設置 ・同分科会構成及び組織の作成 ・先催県視察の検討	第2回(1月) ・各分科会決定事項報告 ・会場利用計画検討 ・総合開会式開催要項検討 ・北信越総体視察報告	第3回(3月) ・事業報告 ・各分科会決定事項報告 ・会場利用計画原案作成 ・総合開会式開催要項原案作成 ・総合開会式運営業務委託計画検討	
分科会	式典演技	公開演技基本構想の検討・作成 出演者編成方針・出演校検討 練習計画の検討・作成	第1回会議(10月) ・公開演技基本構想の検討・作成 ・公開演技内容・編成の検討・作成 ・選手団先導内容・編成の検討・作成	第2回会議(12月) ・継続審議(第1回会議分) ・出演校の検討 ・推進計画及び会場利用計画検討	第3回会議(2月) ・継続審議(第1・2回会議分) ・出演校の決定及び出演者の検討 ・練習計画の検討 ・次年度業務計画
	式典音楽	式典音楽使用曲の検討・決定 音楽隊編成方針・出演校検討 練習計画の検討・作成	第1回会議(10月) ・音楽隊編成方針の検討・作成 ・式典使用曲の検討・原案作成	第2回会議(12月) ・継続審議(第1回会議分) ・出演校の検討	第3回会議(2月) ・継続審議(第1・2回会議分) ・出演者の検討 ・練習計画の検討 ・次年度業務計画
	式典放送	アナウンサー編成方針の検討・作成 アナウンサー養成計画の検討・作成 式典映像制作方針の検討・作成	第1回会議(10月) ・アナウンサー編成方針の検討・作成 ・アナウンサー養成計画の検討・作成 ・式典映像基本計画作成	第2回会議(12月) ・継続審議(第1回会議分) ・業務推進計画の検討・作成	第3回会議(2月) ・継続審議(第1・2回会議分) ・式典映像担当校検討 ・アナウンサー養成及び式典映像 研修会の検討 ・次年度業務計画
	草花装飾	草花装飾計画の検討・作成 試験栽培実施計画の検討・作成	第1回会議(10月) ・草花装飾計画の検討・作成 ・試験栽培計画の検討・作成	第2回会議(12月) ・継続審議(第1回会議分) ・実施計画の検討・作成 (品種・数量・デザイン等)	第3回会議(2月) ・継続審議(第1・2回会議分) ・実施計画の決定 ・次年度業務計画

令和5年度全国高等学校総合体育大会 北海道輸送交通対策要項

1 目的

令和5年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の開催に当たり、令和5年度全国高等学校総合体育大会開催基本方針に基づき、大会に参加する都道府県の本部役員、選手、監督、大会役員、競技役員、運営役員、補助員、視察員、報道関係者等（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の安全かつ円滑な輸送及び交通手段の確保を図るため、業務の基本的な事項を定めるものとする。

2 各都道府県からの大会参加者の輸送対策

(1) 利用交通機関意向調査

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会（以下「道実行委員会」という。）は、各都道府県の大会参加者に対し、大会時における来道人数とその利用交通手段を把握するため、令和5年6月（宿泊申込時）に調査を実施する。

(2) 交通の案内

道実行委員会は、令和5年度全国高等学校総合体育大会会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）及び関係機関と協力し、各都道府県の大会参加者に北海道の交通状況に関する情報を提供し、適切な交通の案内に努める。

(3) 公共交通機関との協力体制

道実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者の安全かつ円滑な輸送が図られるよう、公共交通機関に協力を依頼する。

3 総合開会式の輸送交通対策

総合開会式の輸送交通対策は、安全かつ円滑な輸送を図るため、警察、道路管理者、公共交通機関、その他関係機関・団体等の協力を得て、道実行委員会が行う。

(1) 輸送計画等の作成

道実行委員会は、総合開会式の進行計画及び輸送対象人数に基づいて、警察、道路管理者、公共交通機関、その他関係機関・団体等と連携を図りながら、「総合開会式輸送計画」を作成する。

(2) 交通規制

総合開会式会場周辺道路においては、交通混雑の緩和を図るとともに、総合開会式大会参加者及び一般観覧者の安全かつ円滑な輸送を確保するため、関係機関・団体等の協力を得て、必要に応じて交通規制を行う。

(3) 輸送手段

総合開会式大会参加者及び一般観覧者は、原則として、公共交通機関（札幌市営地下鉄、バス等）による輸送とする。

(4) 駐車場の設置

総合開会式の会場及び会場周辺には、原則として、駐車場は設けない。

(5) 交通案内板の設置と交通整理員の配置

警察及び関係機関・団体等の協力を得ながら、必要に応じて、主要駅や会場へ向かう道路の主要地点に交通案内板を設置するとともに、交通整理員を配置して誘導及び交通規制等必要な措置を図り、交通混雑の緩和と安全の確保に努める。

(6) 総合開会式大会参加者及び一般観覧者に対する協力要請

総合開会式大会参加者及び一般観覧者に対しては、「総合開会式輸送計画」に基づく交通手段の利用について協力を依頼する。

(7) 道民等に対する協力要請

ア 道内の主要事業所、道バス協会、道ハイヤー協会、道レンタカー協会、道トラック協会、道交通安全協会等に対し、交通規制等への協力を依頼する。

イ 総合開会式会場周辺において交通規制を行う場合は、各報道関係機関の協力を得るとともに、広報紙、チラシ、案内表示板等により事前に広報し、協力を呼びかける。

4 会場地における輸送交通対策

会場地における輸送交通対策は、各競技種目別大会会場（以下「競技会場」という。）の実態に即して、警察、道路管理者、公共交通機関、その他関係機関・団体等の協力を得て、市町実行委員会が行う。

(1) 輸送計画等の作成

市町実行委員会は、各競技種目別大会（競技種目別大会開・閉会式を含む。）の進行計画及び参加人数に基づいて、会場地を管轄する警察署、道路管理者、公共交通機関、その他関係機関・団体等と連携を図りながら、必要に応じて「会場地輸送計画」等を作成する。

(2) 交通規制

競技会場周辺の交通規制については、交通事情を勘案し、必要に応じて会場地を管轄する警察署その他関係機関・団体等の協力を得て行う。

(3) 輸送手段

大会参加者及び一般観覧者の輸送について、市町実行委員会が必要と認める場合は、関係機関・団体等の協力を得て計画的な輸送を行う。

(4) 駐車場の設置

ア 競技会場又はその周辺に、大会参加者及び一般観覧者の駐車場を可能な限り用意する。

イ 駐車場には、必要に応じて係員を配置し、事故防止及び車両の進入・退出の円滑化を図る。

(5) 交通案内板の設置と交通整理員の配置

警察及び関係機関・団体等の協力を得ながら、必要に応じて主要駅や競技会場へ向かう道路の主要地点に交通案内板を設置するとともに、交通整理員を配置して誘導及び交通規制等必要な措置を図り、交通混雑の緩和と安全の確保に努める。

(6) 大会参加者及び一般観覧者に対する輸送交通の案内

大会参加者及び一般観覧者に対し、交通案内に関する情報を提供し、必要に応じて交通案内板を設置するなど、輸送交通の案内を行う。

5 その他

その他必要な事項は、別に定める。

令和5年度全国高等学校総合体育大会 北海道警備防災・危機管理対策要項

1 目的

令和5年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）の開催に当たり、令和5年度全国高等学校総合体育大会開催基本方針に基づき、に基づき、大会の安全かつ円滑な運営を図るため、総合開会式会場、競技種目別大会開・閉会式会場、競技会場、練習会場等（以下「関連施設等」という。）における事件・事故の発生防止及び火災その他の災害の予防並びに発生時における措置（以下「警備防災・危機管理対策」という。）について、業務の基本的な事項を定めるものとする。

2 警備防災・危機管理対策の重点事項

大会における警備防災・危機管理対策については、次の事項を重点的に行う。

- (1) 関連施設等における警備防災・危機管理の徹底
- (2) 緊急時における初動体制の確立
- (3) 雑踏事故の防止
- (4) 交通事故の防止
- (5) 遺失物、拾得物及び迷子への対応
- (6) 救急救助体制の確立

3 実施機関

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会（以下「道実行委員会」という。）及び令和5年度全国高等学校総合体育大会会場地市町実行委員会（以下「市町実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、関係機関等の協力を得て警備防災・危機管理対策を行う。

4 実施場所

- (1) 道実行委員会
総合開会式会場及びその周辺
- (2) 市町実行委員会
関連施設等（総合開会式会場を除く。）

5 実施内容

- (1) 事前の警備防災・危機管理対策
 - ア 道実行委員会が行うもの
 - (ア) 総合開会式会場の警備防災・危機管理計画等の作成に関する事。
 - (イ) 総合開会式会場における警備防災・危機管理体制の確立に関する事。
 - (ウ) 総合開会式会場における災害発生時の避難誘導計画の作成に関する事。
 - (エ) 市町実行委員会における警備防災・危機管理計画等の作成状況の把握及び指導に関する事。
 - (オ) 関係機関等との連絡調整に関する事。
 - イ 市町実行委員会が行うもの
 - (ア) 競技種目別大会の警備防災・危機管理計画等の作成に関する事。
 - (イ) 関連施設等（総合開会式会場を除く。）における警備防災・危機管理体制の確

立に関すること。

(ウ) 競技種目別大会会場における災害発生時の避難誘導計画の作成に関すること。

(エ) 関係機関等との連絡調整に関すること。

(2) 開催期間中における警備防災・危機管理対策

ア 道実行委員会が行うもの

(ア) 総合開会式会場における警備防災・危機管理対策の実施に関すること。

(イ) 市町実行委員会における警備防災・危機管理対策の状況把握に関すること。

(ウ) 事件・事故及び火災その他の災害の予防並びに発生時の措置に関すること。

(エ) 関係機関との連絡調整に関すること。

イ 市町実行委員会が行うもの

(ア) 関連施設等（総合開会式会場を除く。）における警備防災・危機管理対策の実施に関すること。

(イ) 事件・事故及び火災その他の災害の予防並びに発生時の措置に関すること。

(ウ) 関係機関等との連絡調整に関すること。

6 警備防災・危機管理本部等の設置

(1) 道実行委員会は、大会期間中、警備防災・危機管理対策に関する大会本部を設置する。

(2) 道実行委員会は、総合開会式会場に警備防災・危機管理対策に関する現地本部等を設置する。

(3) 市町実行委員会は、大会期間中、警備防災・危機管理対策に関する本部等を設置する。

(4) 市町実行委員会は、必要に応じて競技種目別大会開・閉会式及び競技会場等に警備防災・危機管理対策に関する現地本部等を設置する。

7 事件・事故及び災害・緊急事態発生時の対策

事件・事故及び災害・緊急事態が発生した場合、道実行委員会及び市町実行委員会は、大会参加者及び観覧者の安全確保を最優先した応急対策を講じるとともに、関係機関等と協議し、大会運営に支障のないよう、速やかに対策を講じる。

8 警備防災・危機管理計画

道実行委員会及び市町実行委員会が作成する警備防災・危機管理計画には、次の事項を定める。

(1) 対象区域

(2) 業務内容

(3) 実施体制及び実施方法

(4) 関係機関との連携

(5) 緊急事態発生時の処置

(6) その他必要な事項

9 その他

その他必要な事項は、別に定める。

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会

輸送・警備専門部会 業務年次別推進計画

業務内容	令和3年度 (2年前)	令和4年度(1年前)				令和5年度 (開催年)
		4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
輸送・警備専門部会の開催	第1回 (2月)			第2回 (10月)	第3回 (3月)	総合開会式 (7/22) 競技種目別大会 (7/下~8/下)
1 輸送交通						
(1) 輸送交通対策要項	要項案 提示					
(2-1) 輸送計画 総合開会式		原案 検討	→	計画案 提示		実施
(2-2) " 競技種目別大会		(会場地市町実行委員会作成)				実施
(3) 各都道府県から大会参加者への調査 (利用交通機関意向調査：移動手段・駐車場確保等)						宿泊申込時 (6-7月)
(4-1) 交通規制案内図・案内板 総合開会式						委託業者 設置
(4-2) " 競技種目別大会		(会場地市町実行委員会対応)				設置
(5-1) 駐車場案内図・案内板 総合開会式						該当なし (駐車場は設けない)
(5-2) " 競技種目別大会		(会場地市町実行委員会対応)				設置
2 警備防災						
(1) 警備防災・危機管理対策要項	要項案 提示					
(2-1) 警備防災・危機管理計画 総合開会式		原案 検討	→	計画案 提示		実施
(2-2) " 競技種目別大会		(会場地市町実行委員会作成)				実施
(3-1) 避難誘導計画 総合開会式		原案 検討	→	計画案 提示		実施
(3-2) " 競技種目別大会		(会場地市町実行委員会作成)				実施
(4-1) 運営管理に関する要領 総合開会式等					要領 提示	実施
(4-2) " 競技種目別大会会場等		(会場地市町実行委員会作成)				実施
(5-1) 迷子、遺失物及び 拾得物の取扱い要領 総合開会式					要領 提示	実施
(5-2) " 競技種目別大会		(会場地市町実行委員会作成)				実施
(6-1) 警備防災・ 危機管理マニュアル 総合開会式		原案 検討	→		原案 提示	配付
(6-2) " 競技種目別大会		(会場地市町実行委員会作成)				配付

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道高校生活動推進委員会規程

(趣旨)

第1条

この規定は、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会専門部会規定第6条に基づき、北海道高等学校高校生活動推進委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条

この会は、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道高校生活動推進委員会（以下「道推進委員会」という。）と称する。

(目的)

第3条

道推進委員会は、令和5年度全国高等学校総合体育大会に係る北海道における高校生活動の推進を目的とする。

(業務)

第4条

道推進委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 活動計画の作成
- (2) 道単位の活動実施
- (3) 北海道実行委員会又は会場地市町実行委員会から依頼された活動への協力
- (4) その他、会長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第5条

道推進委員会は、北海道実行委員会高校生活動専門部会（以下「専門部会」という。）のもとに設置する。

- 2 道推進委員会のもとに、北海道高等学校体育連盟10支部を基に別表のとおり、地区推進委員会を設置するとともに各高等学校（北海道高等学校体育連盟に加盟する学校）単位で学校推進委員会を設置する。
- 3 地区推進委員会の運営に関し必要な事項は、専門部会部会長が別に定める。
- 4 学校推進委員会の運営に関し必要な事項は、学校推進委員会会長が別に定める。

(委員)

第6条

道推進委員会は、22地区の地区推進委員会の代表生徒及び担当教員（北海道高等学校体育連盟会長・高体連支部理事を含む。）とし、道実行委員会会長が委嘱する。

(役員)

第7条

道推進委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 委員長 生徒1名
- (4) 副委員長 生徒若干名

(5) 執行委員 生徒若干名

- 2 会長は北海道高等学校体育連盟理事長をもって充てる。
- 3 副会長は会場地市町支部高体連理事より選出する。
- 4 生徒役員の選任は、生徒委員による互選とする。

(委員の職務)

第8条

会長は、道推進委員会の責任者として、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 委員長は、道推進委員会を代表し、活動を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 執行委員は、委員長及び副委員長の職務の補佐をする。

(任期)

第9条

委員の任期は、道推進委員会の目的が達成されるまでとする。

(会議)

第10条

道推進委員会は、必要に応じて道推進委員会会長が招集し、議長は委員長がこれにあたる。

附 則

この規程は、令和3年7月2日から施行する。

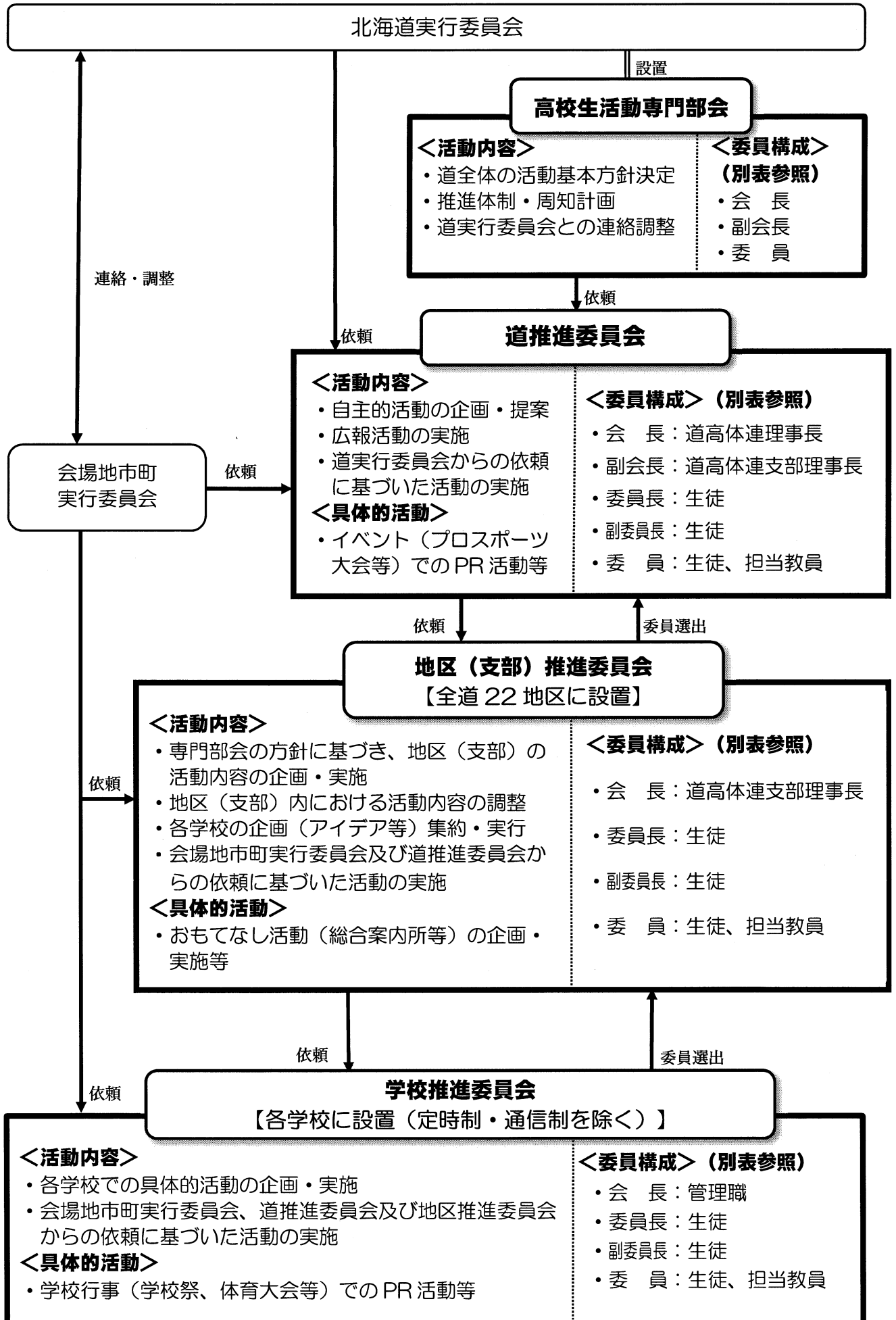
附 則

この規程は、令和3年10月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月15日から施行する。

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道高校生活動推進体制



令和5年度全国高等学校総合体育大会
北海道高校生活動地区推進委員会規程

(趣旨)

第1条

この規定は、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道高校生活動推進委員会規定5条第3項の規定に基づき、北海道高校生活動地区推進委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条

この会は、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道高校生活動地区推進委員会（以下「地区推進委員会」という。）と称する。

(目的)

第3条

地区推進委員会は、令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道高校生活動推進委員会（以下「道推進委員会」という。）と連携し、地区における高校生活動の推進を目的とする。

(業務)

第4条

地区推進委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 活動計画の作成
- (2) 地区単位の活動実施
- (3) 道推進委員会の活動への参加・協力
- (4) 北海道実行委員会又は会場市町実行委員会からの依頼された活動への協力
- (5) その他、会長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第5条

北海道高等学校体育連盟の10支部を基に別表のとおり、地区推進委員会を設置する。

(委員)

第6条 委員

地区推進委員会委員は、地区内の学校推進委員会の委員長及び担当教員とし、道実行委員会会長が委嘱する。

(役員)

第7条

地区推進委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 委員長が在籍する学校の担当教員1名
- (2) 委員長 生徒1名

(3) 副委員長 生徒若干名

2 生徒役員の選任は、生徒委員による互選とする。

(役員職務)

第8条

会長は、地区推進委員会の責任者として、会務を総理する。

2 委員長は、地区推進委員会を代表し、活動を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第9条

委員の任期は、地区推進委員会の目的が達成されるまでとする。

(会議)

第10条

地区推進委員会は、必要に応じて地区推進委員会会長が招集し、議長は委員長がこれにあたる。

附 則

この規程は、令和3年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月26日から施行する。

別表

高体連支部名	学校数	地区推進委員会名
空知	21	空知A 空知B
札幌	66	札幌A 札幌B 札幌C 札幌D 札幌E
小樽	15	小樽
室蘭	31	室蘭A 室蘭B 室蘭C
函館	28	函館A 函館B
旭川	24	旭川A 旭川B
名寄	15	名寄
オホーツク	23	オホーツクA オホーツクB
十勝	22	十勝A 十勝B
釧根	20	釧根A 釧根B

令和5年度全国高等学校総合体育大会高校生活動における 個人情報及び肖像権に関する取扱いについて

令和5年度全国高等学校総合体育大会北海道実行委員会（以下「道実行委員会」という。）は、令和5年度全国高等学校総合体育大会における高校生活動を通じて取得した個人情報及び肖像権に関する取扱いについて、次のとおりとします。

1 個人情報の取扱い

- (1) 道実行委員会が主催する各種会議資料等に掲載されます。
- (2) 道実行委員会が所管するホームページ及び広報・報道に係る資料等に掲載されることがあります。
- (3) 道実行委員会が所管する行事等に参加した場合、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (4) 道実行委員会が作成する大会報告書（以下「報告書」という。）に掲載されることがあります。

2 肖像権に関する取扱い

- (1) 道実行委員会が所管する行事等に参加した場合、報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 道実行委員会が所管する行事等に参加した場合、報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットにより配信されることがあります。
また、DVD等に編集され、配付されることがあります。

3 対応について

- (1) 取得した個人情報を本取扱いに記載されている目的以外で使用することはありません。
- (2) 本取扱いに関して、御連絡・申出がない場合は、御承諾をいただいたものとして、対応させていただきます。
- (3) 個人情報等の掲載又は公開等に関する御質問は、道実行委員会事務局まで御連絡ください。

【連絡先】

令和5年度全国高等学校総合体育大会
北海道実行委員会事務局
(北海道教育庁学校教育局高校総体推進課)
TEL : 011-206-6812 FAX : 011-232-1234

月	会議等	高校生活動専門部会	北海道高校生活動推進委員会	北海道高校生活動地区(支部)推進委員会	北海道高校生活動学校推進委員会
4	○4日13日(火) 第1回全道代表高等学校校長研究協議会				
5	○5月 公立高等学校長・特別支援学校長会議 ○5月14日(金) 道高体連専門部長・委員長会議				
北海道実行委員会設立 北海道道実行委員会設立総会、第1回総会(6月8日開催)					
6	○6月11日(金) 第2回全道代表高等学校校長研究協議会				
7		○7月2日 第1回専門部会 ・道推進委員会の設立について説明			○7月上旬～8月下旬 学校推進委員会設立 ・地区推進委員会委員選出
≪視察(予定)≫令和3年度全国高校総体(福井県) ○8月12日(木)競技 フェンシング(越前市:武生中央公園総合体育館)、自転車トラック(福井市:福井競輪場) ○8月13日(金)総合開会式(福井市:サンドーム福井)、御交流会(鯖江市:鯖江市嚮陽会館)					
8	○8月24日(火) 第1回全道高等学校教育改善研究協議会				
9				○9月上旬～下旬 地区推進委員会設立 第1回地区推進委員会 ・役員、道推進委員委員選出 ・高校生活動の概要	
10	○10月4日(月) 第3回全道代表高等学校校長研究協議会		○10月中旬 道推進委員会設立 第1回道推進委員会 ・役員選出 ・高校生活動の概要説明		
○11月6日(土)≪視察(予定)≫300日前カウントダウン・イベント(徳島県:会場未定)					
11		○11月中旬 第2回専門部会 ・各推進委員会設立状況報告		○11月下旬～12月中旬 第2回地区推進委員会	
12	○12月6日(月) 第2回全道高等学校教育改善研究協議会		○12月中下旬 第2回道推進委員会 ・300日前イベント視察報告	・300日前イベント視察報告 ・手作り記念品について	
1	○1月28日(金) 第4回全道代表高等学校校長研究協議会				
北海道道実行委員会 第2回総会(2月予定)					
2		○2月中旬 第3回専門部会 ・令和3年度活動報告			
3			○3月中旬 第3回道推進委員会 ・300日前カウントダウンイベント(大枠)検討 ・手作り記念品について		